

預金等の不正な払戻しへの対応について

青森県信用組合では、「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」の趣旨を踏まえ、平成20年12月1日より、盗難通帳・証書による預金等の不正な払戻しの被害について、お客さまに重大な過失がある場合を除き、補償を行うことといたしましたのでお知らせします。

1. 個人のお客さまが、盗取された通帳・証書により、預金等の不正な払戻しの被害に遭われた場合を対象とし、「盗取された通帳等を用いた預金の払戻しによる被害の補填ならびに本人確認の取扱いに関する特約」(以下「追加特約」といいます)を制定しました。
2. 被害に遭われたお客さまから補填の請求がなされた場合、「追加特約」により補償いたします。
3. お客さまに「重大な過失」や「過失」がある場合には、補償されない場合や補償額が減額される場合がございます。
4. 預金等の払戻しにおいて、当該預金等の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため、本人確認書類の提示等を求める場合がございます。

なお、補填される範囲および「重大な過失」や「過失」の具体的な事例については、窓口で交付しております「追加特約」をご覧ください。